



宮 崎 県 公 報

平成24年 5 月17日 (木曜日) 第 2387 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則…… (循環社会推進課) 1

告 示

- 救急病院の認定 (2 件) …… (医療業務課) 6
- 生活保護法に基づく施術者の指定…… (国保・援護課) 6
- 保安林の指定予定の通知 (2 件) …… (自然環境課) 6
- 歳入の収納の事務の委託…… (山村・木材振興課) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (2 件) …… (砂防課) 7

- 土砂災害警戒区域の指定…… (砂防課) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定…… (") 8

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請…… (経・備・数・審課) 9
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (") 9
- 大規模小売店舗の届出事項変更に関する届出… (商業支援課) 9
- 土地改良区の役員の就退任の届出…… (農村整備課) 10
- 土地改良区の定款変更の認可 (2 件) …… (") 11
- 土地改良区の清算人の退任の届出…… (") 11
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令 (2 件) …… (管理課) 11

正 誤

- 平成24年 4 月23日付け県公報 (第2381号) 中………12

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第32号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
別表 (第 2 条関係) [略]	別表 (第 2 条関係) [略]
付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1～44 [略]	付表 (西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係) 1～44 [略] 45 宮崎の畜産新生モデル畜舎整備事業費補助金交付要綱 (平成24年 4 月 1 日定め) に基づく補助金 46 宮崎県優良農地継承・フル活用推進対策事業費補助金交付要綱 (平成24年 4 月 6 日定め) に基づく補助金のうち、 <u>農地利用集積体制整備事業、優良農地フル活用推進事業、集積農地活用整備事業及び営農継続支援モデル事業に係る補助金</u>

附 則

この規則は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 5 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第33号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成15年宮崎県規則第40号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号 (第 3 面) を次のように改める。

(第 3 面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふ り が な) 名 称		住	所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 住	籍 所

別記様式第 4 号 (第 2 面) を次のように改める。

(第 2 面)

申請者 (個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふ り が な) 名 称		住 所
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住 所
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日 役職名・呼称	本 籍 住 所

別記様式第 9 号 (第 2 面) を次のように改める。

(第 2 面)

申請者 (個人である場合)			
(ふりがな)		本	籍
氏 名	生 年 月 日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)		住	所
名 称			
法定代理人 (申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな)		本	籍
氏 名	生 年 月 日	住	所
(法人である場合)			
(ふりがな)		住	所
名 称			
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな)	生 年 月 日	本	籍
氏 名	役職名・呼称	住	所

別記様式第11号（裏面）を次のように改める。

(裏面)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
	役職名・呼称	住	所
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本	籍
		住	所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。			
2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。			
3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 359号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
金丸脳神経外科病院	宮崎市池内町八幡田 803番地

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年5月1日から平成27年4月30日まで

宮崎県告示第 360号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
橋病院	都城市中町15街区24号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成24年5月1日から平成27年4月30日まで

宮崎県告示第 361号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
高濱 範久 (指圧院たかはま)	延岡市幸町1丁目57 藤井ビル 102	平成24年2月1日

仁田水 宏文 (ゆいこう施術院)	東臼杵郡門川町庵川西 1丁目161 オレンジ ・サンシャイン 101	平成24年1月1日
山本 喜代美 (ゆいこう施術院)	東臼杵郡門川町庵川西 1丁目161 オレンジ ・サンシャイン 101	平成24年1月1日

宮崎県告示第 362号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北川町川内名字波婦ノ内山 5、字土々呂ケ内山 348-10、字タル水山1600-16、字荒平山1850-29、字貝ノ木山8102-3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 363号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字竹ノ平 785-1、785-9、785-11、785-12、785-14、786-1、856-1、856-5、856-9、856-12、856-14、856-16

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 364号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成24年 5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
林業・木材産業改善資金の貸付事業に係る貸付金の元金収入金及び違約金の収納事務	宮崎県森林組合連合会 宮崎中央森林組合 南那珂森林組合 都城森林組合 西諸地区森林組合 児湯広域森林組合 延岡地区森林組合 耳川広域森林組合 西臼杵森林組合 宮崎県木材協同組合連合会 日南製材事業協同組合 都城地区製材業協同組合 高鍋製材事業協同組合 西都地区製材協同組合 西都造林素材生産事業協同組合 日向地区国有林材事業協同組合	平成24年 4月 1日から 平成25年 3月31日まで

宮崎県告示第 365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 学頭地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 7 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 7 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市高岡町下倉永字学頭1006-3
2	” ” ” 995
3	” ” ” 1004
4	” ” ” 1000-5
5	” ” ” 1000-5
6	” ” ” 1003-3
7	” ” ” 1006-2

宮崎県告示第 366号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年 5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 湯之谷地区

- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 15 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 15 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

- (2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	宮崎市高岡町小山田字山部迫1224-3
2	” ” ” 1225
3	” ” ” アザミ迫1138
4	” ” ” 1135-1
5	” ” ” 1135
6	” ” ” 1135
7	” ” ” 1135
8	” ” ” 1131-1
9	” ” ” 1131-1
10	” ” ” 1130-1
11	” ” ” 1128-1
12	” ” ” 1238地先道路敷
13	” ” ” 1133-1
14	” ” ” 六反田1234-5
15	” ” ” 横弓場1288-3地先道路敷

宮崎県告示第 367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年 5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日 南 市	小 河 内	02-321-1-004	土 石 流
	西 の 谷	02-321-1-005	土 石 流

倉迫沢川	02-321-1-016	土 石 流
内之田谷川	02-321-2-017	土 石 流
浜田川	02-204-1-067	土 石 流
上田平谷(2)	02-204-1-027	土 石 流
後河内谷川	02-204-1-028	土 石 流
カリヤニシキ谷川	02-204-2-033	土 石 流
藤の尾上	I-1-2058	急傾斜地の崩壊
藤の尾上-新①	I-1-2058-新①	急傾斜地の崩壊
下大藤	I-1-0359	急傾斜地の崩壊
上大藤-6	II-1-4561	急傾斜地の崩壊
宮浦	I-1-0181	急傾斜地の崩壊
後河内	I-1-0244	急傾斜地の崩壊
鳥居下	I-1-0301	急傾斜地の崩壊
後河内4	II-1-4409	急傾斜地の崩壊
後河内5	II-1-4410	急傾斜地の崩壊
方ノ口下	I-1-0271	急傾斜地の崩壊
下方-2	II-1-4435	急傾斜地の崩壊
下方-1	II-1-4434	急傾斜地の崩壊
小森坂上	I-1-0272	急傾斜地の崩壊
内野原-2	II-1-4432	急傾斜地の崩壊
海門2	I-1-0277	急傾斜地の崩壊
海門3	I-1-3115	急傾斜地の崩壊
海門	I-1-0276	急傾斜地の崩壊
仮屋西	I-1-0278	急傾斜地の崩壊

宮崎県告示第 368号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
日南市	小河内	02-321-1-004	土 石 流
	西の谷	02-321-1-005	土 石 流
	倉迫沢川	02-321-1-016	土 石 流
	上田平谷(2)	02-204-1-027	土 石 流
	後河内谷川	02-204-1-028	土 石 流
	カリヤニシキ谷川	02-204-2-033	土 石 流
	藤の尾上	I-1-2058	急傾斜地の崩壊
	藤の尾上-新①	I-1-2058-新①	急傾斜地の崩壊
	下大藤	I-1-0359	急傾斜地の崩壊
	上大藤-6	II-1-4561	急傾斜地の崩壊
	宮浦	I-1-0181	急傾斜地の崩壊
	後河内	I-1-0244	急傾斜地の崩壊
	鳥居下	I-1-0301	急傾斜地の崩壊
	後河内4	II-1-4409	急傾斜地の崩壊
	後河内5	II-1-4410	急傾斜地の崩壊
	方ノ口下	I-1-0271	急傾斜地の崩壊
	下方-2	II-1-4435	急傾斜地の崩壊
	下方-1	II-1-4434	急傾斜地の崩壊
	小森坂上	I-1-0272	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えて縦覧に供する。)

内野原-2	II-1-4432	急傾斜地の崩壊	24年5月1日	活動法人ふあむ・ふあむ	湯郡木城町石河内788番地11	精神・知的などの障害者(児)、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者(児)が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者(児)福祉の向上と障害者(児)の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。
海門2	I-1-0277	急傾斜地の崩壊				
海門3	I-1-3115	急傾斜地の崩壊				
海門	I-1-0276	急傾斜地の崩壊				
仮屋西	I-1-0278	急傾斜地の崩壊				

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日南土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年5月2日	特定非営利活動法人ドリームサポート	野元 健作	宮崎県宮崎市小松台東2丁目10番地12	この法人は、地域で暮らす人々が自らの手で仕事を生み出すスキルを身に付けたり、地域力を向上させる為の人材育成や、気薄になってきている地域コミュニティを活性化する為の事業を行い、夢の持てる社会をつくり活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成	特定非営利	渡邊 幸子	宮崎県	この法人は、

24年5月1日	活動法人ふあむ・ふあむ	湯郡木城町石河内788番地11	精神・知的などの障害者(児)、その家族に対して、相談援助及び日常生活上の支援や就労支援などに関する事業を行うと共に、精神・知的などの障害者(児)が自分らしく豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、障害者(児)福祉の向上と障害者(児)の自立に寄与することに努力し、障害者問題に対する社会的理解を促進することを目的とする。
---------	-------------	-----------------	--

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第7項の規定により、大規模小売店舗の届出事項変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ宮崎駅東店
宮崎市大和町9番2 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
中村ビル株式会社 代表取締役 中村和子
宮崎市大和町26番地
- 変更しようとする事項
 - 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
(変更前) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.2) 午前6時～午後10時
(変更後) 荷さばき施設 (No.1) 午前6時～午後10時
荷さばき施設 (No.2) 午前6時～午前10時
- 変更する理由
荷さばき施設No.2は、多くの来店客が集まる店舗入口前の一般駐車スペースに配置されるため、来店客の安全確保等の観点から、荷さばき可能時間帯を見直すものである。
- 届出年月日
平成24年5月7日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年5月17日から平成24年9月18日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城盆地土地改良区（都城市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成24年5月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	榮 福 志摩雄	都城市大岩田町5690番地 9
理 事	椎 屋 孝 一	都城市今町7221番地 1
理 事	上 池 利 男	都城市太郎坊町2059番地 1
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地 1
理 事	山 下 美智夫	都城市野々美谷町 465番地 3
理 事	青 木 義 春	都城市梅北町7201番地 6
理 事	栢 良 作	都城市梅北町 10592番地
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地 3
理 事	菓子野 清 弘	都城市菓子野町9479番地 2
理 事	當 瀬 利 盛	都城市山之口町山之口3636番地24
理 事	永 吉 將 暉	都城市高城町有水2790番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	櫻 木 一 弘	都城市高城町桜木 608番地 9
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地 2
理 事	戸 越 弘 美	都城市山田町山田8625番地
理 事	平 原 義 夫	都城市高崎町大牟田1842番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地 1
理 事	野 口 英 治	三股町大字蓼池3581番地
理 事	石 坂 正 行	三股町大字樺山1291番地

理 事	長 峯 誠	都城市姫城町 6 街区21号
理 事	木佐貫 辰 生	三股町五本松 1 番地 1
監 事	穂之上 満	都城市下水流町 388番地
監 事	宮 田 廣 一	三股町大字長田1136番地
監 事	南 佐登志	都城市上長飯町 6 号10番地

(任期：平成28年3月29日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	榮 福 志摩雄	都城市大岩田町5690番地 9
理 事	飯 山 眞 雄	都城市今町8379番地 2
理 事	上 池 利 男	都城市太郎坊町2059番地 1
理 事	廣 畑 勝 美	都城市野々美谷町2225番地 1
理 事	山 下 美智夫	都城市野々美谷町 465番地 3
理 事	青 木 義 春	都城市梅北町7201番地 6
理 事	原 田 五 男	都城市安久町4355番地
理 事	山 下 博 三	都城市安久町4700番地 3
理 事	菓子野 清 弘	都城市菓子野町9479番地 2
理 事	原 口 次 雄	都城市山之口町山之口3119番地 3
理 事	永 吉 將 暉	都城市高城町有水2790番地
理 事	野 元 久 男	都城市高城町穂満坊2995番地 2
理 事	櫻 木 一 弘	都城市高城町桜木 608番地 9
理 事	島 田 孝 一	都城市山田町山田2397番地
理 事	藤 井 和 也	都城市山田町山田4231番地 2
理 事	戸 越 弘 美	都城市山田町山田8625番地
理 事	平 原 義 夫	都城市高崎町大牟田1842番地
理 事	関 節 男	都城市高崎町江平1780番地 1
理 事	野 口 英 治	三股町大字蓼池3581番地
理 事	石 坂 正 行	三股町大字樺山1291番地

理事	長 峯 誠	都城市姫城町 6 街区 21 号	
理事	木佐貫 辰 生	三股町五本松 1 番地 1	
監事	穂之上 満	都城市下水流町 388 番地	
監事	宮 田 廣 一	三股町大字長田 1136 番地	
監事	南 佐登志	都城市上長飯町 6 号 10 番地	
<p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、今町土地改良区（都城市）から平成 24 年 4 月 9 日付で申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>平成 24 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>			
<p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、牟田原土地改良区（小林市）から平成 24 年 4 月 17 日付で申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>平成 24 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>			
<p>土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 68 条第 4 項において準用する同法第 18 条第 16 項の規定により、東方土地改良区（小林市）の清算人の退任について次のとおり届出があった。</p> <p>平成 24 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>			
1 退任した清算人			
氏 名	住 所		
上 原 秋 良	小林市大字東方 2869 番地 1		
長 塚 月 夫	小林市大字真方 5380 番地 口号		
池之上 曺 吉	小林市大字東方 4169 番地		
山 内 昇	小林市大字東方 771 番地 4		
木 場 重 男	小林市大字東方 2353 番地 1		
齊 藤 良 久	小林市大字東方 2748 番地 1		
高 佐 次 夫	小林市大字東方 2319 番地 2		
山之口 俊 光	小林市大字東方 2992 番地 2		
永 野 重 男	小林市大字東方 1909 番地		
上之蘭 勇 雄	小林市大字東方 3989 番地		
上 原 ム ツ	小林市大字東方 2907 番地		
			<p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。</p> <p>平成 24 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>
			<p>1 処分をした年月日</p> <p>平成 24 年 5 月 8 日</p>
			<p>2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号</p> <p>株式会社坂本商事</p> <p>宮崎市大字新名爪 4090-14</p> <p>宮崎県知事許可（般-21）第 4756 号</p>
			<p>3 処分を受けた者の代表者の氏名</p> <p>坂本 徹</p>
			<p>4 処分の内容</p> <p>平成 24 年 5 月 23 日から平成 24 年 5 月 29 日までの 7 日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。</p> <p>注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p>
			<p>5 処分の原因となった事実</p> <p>株式会社坂本商事が、綾町発注の「平成 21 年度照葉大吊橋架替上部工事」において、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する特定建設業の許可を受けていないにもかかわらず、同号の政令で定める金額以上の下請契約を締結したことは、同法第 16 条第 1 号に違反し、同法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。</p>
			<p>建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。</p> <p>平成 24 年 5 月 17 日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>
			<p>1 処分をした年月日</p> <p>平成 24 年 5 月 8 日</p>
			<p>2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号</p> <p>日本ピー・シー・テー建設株式会社</p> <p>宮崎県延岡市大武町 787-1</p> <p>宮崎県知事許可（特-23）第 493 号</p>
			<p>3 処分を受けた者の代表者の氏名</p> <p>大神 英次郎</p>
			<p>4 処分の内容</p> <p>平成 24 年 5 月 23 日から平成 24 年 5 月 29 日までの 7 日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。</p> <p>注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p>
			<p>5 処分の原因となった事実</p> <p>日本ピー・シー・テー建設株式会社は、綾町発注の「平成 21 年度照葉大吊橋架替上部工事」において、特定建設業の許可を有しない元請業者と、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる下請契約を締結した。</p> <p>このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 7 号に該当する。</p>

正 誤

平成24年4月23日付け県公報（第2381号）中

ページ	段	行	誤	正
1	左	36	並びに	並びに都城市役所に